

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：令和2年12月1日～令和3年1月31日

[準備期間：令和2年11月1日～令和2年11月30日]

趣 旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上死傷者数（東日本大震災を直接原因とした災害は除く。）は、平成5年に2,000人を下った後、長期的には減少傾向にあるものの、平成21年の1,201人を底に平成26年まで増加し、平成27年に減少した以降は、緩やかな増加傾向が認められ、令和元年は前年と比較し26件、1.9%増加した。

令和元年は第13次労働災害防止計画の2年目であったが、前述のとおり、労働災害は増加しており、労働災害減少の目標は達成していない。

また、転倒災害は依然として全労働災害の4分の1を超えており、交通労働災害などと併せ、全業種共通の労働災害についてもその防止が求められ、年齢別の発生状況では60歳以上の占める割合に増加傾向が認められ、令和元年は3割を超えており、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組も求められている。

本年における労働災害は前年に比較し減少傾向が認められるものの、第13次労働災害防止計画の目標を達成するには、より一層の対策が必要である。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、年間の全死傷者数の2割を占めている。特に、転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が12月から1月の間に発生しており、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「令和2年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全の重要性について、なお一層深く意識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」（①密閉空間、②密集空間、③密接空間）を避けることを徹底しつつ労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

主唱者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：（公財）岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手支部／（一社）日本砕石協会岩手県支部／（公社）ポイラ・クレーン安全協会岩手事務所／（公財）岩手県予防医学協会／（公社）建設荷役車両安全技術協会岩手県支部／岩手県陸砂利工業組合／（独）労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入り口付近、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく、適切な措置の徹底。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・安全带・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要！！

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

